

鹿屋市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成18年鹿屋市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「訪問介護等利用者負担額減額決定通知書」を「訪問介護利用者負担額減額決定通知書」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

様

鹿屋市長

公印

訪問介護利用者負担額減額 決定通知書
 (法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置)

先に申請のありました、訪問介護利用者負担額減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	年 月 日	
決定事項		
承認する	■ 適用年月日	年 月 日 (承認内容)
	有効期限	年 月 日 給付率
	公費負担者番号	<input type="text"/>
	公費受給者番号	<input type="text"/>
承認しない	理由	

問い合わせ先
 鹿児島県鹿屋市保健福祉部 高齢福祉課
 鹿児島県鹿屋市共栄町 20番1号
 0994-43-2111

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。